



桜川市被災住宅復興支援事業（利子補給事業）セルフチェックシート

はじめに

桜川市被災住宅復興支援事業（利子補給事業）は、東日本大震災の被災者等で対象要件に該当する方が、指定対象金融機関（住宅金融支援機構・銀行・信用金庫・信用組合・JAバンク等）から融資を受けて被災住宅の補修・建替え等を行う場合に、当該融資に係る利子補給金の交付を行う制度です。申請にあたって、本制度の対象となるかセルフチェックを行いましょう。

チェック1.

市が発行する罹災証明書の交付を受けていますか … ?

- **はい** … → チェック2へ
- **いいえ** … → 本制度の申請を行うには、罹災証明書が必要になります。まずは各庁舎の総合窓口課に罹災証明書の申請を行ってください。

チェック2.

罹災証明書の罹災物件は住宅ですか … ?

- **はい** … → チェック3へ
- **いいえ** … → 申し訳ありませんが、住宅以外は本制度の対象にはなりません。
- **その他** … → 例えば、兼用住宅の場合には、住宅部分のみが対象になります。判断が難しい場合には、市役所都市整備課までお問合せください。

チェック3.

当該被災住宅は、ご本人か、又はその親族の方が所有されていますか … ?

- **はい** … → チェック4へ
- **いいえ** … → 例えば、貸家・アパートは本制度の対象にはなりません。判断が難しい場合には、市役所都市整備課までお問合せください。

チェック4.

東日本大震災が発生した際、当該被災住宅には、ご本人か、又はその親族の方がお住まいでしたか … ?

- **はい** … → チェック5へ
- **いいえ** … → 例えば、震災発生時、空き家だった住宅は本制度の対象にはなりません。判断が難しい場合には、市役所都市整備課までお問合せください。

チェック5.

罹災証明書の罹災程度は何ですか … ?

- **一部損壊** … → チェック7へ
- **半壊** … → チェック6へ
- **大規模半壊** … → チェック6へ
- **全壊** … → 申し訳ありませんが、全壊の場合には、被災者生活再建支援金の対象となることから、本制度の対象にはなりません。なお、被災者生活再建支援金の申請期限は、平成27年4月10日までですので、まだ申請されていない場合には、お早めに申請くださいますようお願いいたします。

チェック6.

当該被災住宅を解体して被災者生活再建支援金に申請されていますか（又は、する予定ですか）…？

- ・はい … → 申し訳ありませんが、被災住宅を解体して被災者生活再建支援金に申請される場合には、本制度の対象にはなりません。なお、支援金の申請期限は、平成27年4月10日までですので、お早目に申請くださいますようお願いいたします。
- ・いいえ … → チェック7へ

チェック7.

既に金融機関等から融資を受けていますか…？

- ・はい … → チェック8へ
- ・いいえ … → 例えば、本制度の対象となる金融機関（指定対象金融機関）は、住宅金融支援機構・銀行・信用金庫・信用組合・JAバンク等です。これらに該当しない場合には、あらかじめ、市役所都市整備課までご確認ください。

チェック8.

借入金を借入れた金融機関等はどちらですか…？

- ・住宅金融支援機構・銀行・信用金庫・信用組合・JAバンク等
… → 本制度の申請にあたっては、金融機関との契約書（貸付利率が明記されたもの）の写しと償還表（返済予定表）5ヶ年分の写しが必要となりますので、申請の際にご持参くださいますようお願いいたします。 … → チェック9へ
- ・上記以外 … → 例えば、消費者金融からの融資は本制度の対象にはなりません。判断が難しい場合には、市役所都市整備課にお問合せください。

チェック9.

被災住宅の補修や被災住宅に代わる住宅の建設等を行うにあたって、建設業者と工事請負契約書等を締結していますか…？

- ・はい … → チェック10へ
- ・いいえ … → 本制度の申請にあたっては、建設業者との工事請負契約書の写し等が必要となります。契約を締結していない場合には、建設業者と相談の上、契約を締結されるようお願いいたします。なお、契約を締結しないで工事を行う場合には、工事見積書の写し及び領収書の写しが必要となります。 … → チェック10へ

チェック10.

大変失礼ですが、市税に滞納はありませんか…？

- ・ない … → チェック11へ
- ・ある … → 利子補給金の支給を受けるには、市税に滞納がないことが必要です。滞納がある方は、すみやかに納付くださいますようお願いいたします。 … → チェック11へ

チェック11.

本制度の申請窓口は、桜川市役所大和庁舎都市整備課（TEL：0296-58-5111）です。申請の際にご持参いただく書類等は、次の5点です。

- (1) 罹災証明書（原本に限る。）
- (2) 金銭消費貸借契約書（貸付利率が明記されたもの）の写し
- (3) 償還表（返済予定表）5ヶ年分の写し
- (4) 工事内容の確認ができるもの <例> ・工事請負契約書の写し
- (5) 印鑑（認め印で結構です。） ・工事見積書の写し及び領収書の写し

… ありがとうございます。申請をお待ちしております。